

令和 8 年 1 0 月 9 日

健全化判断比率等の公表について

市川市長 田 中 甲

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度市川市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率等について次のとおり公表する。

健全化判断比率

区 分	令和 7 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	11.25 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	16.25 %	30 %
実 質 公 債 費 比 率	3.1 %	25 %	35 %
将 来 負 担 比 率	— %	350 %	

令和 7 年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「— %」となっているのは、本市の一般会計及び公営事業会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

また、将来負担比率が「— %」となっているのは、本市の将来負担する見込みの負債額に対し、充当可能な財源等が上回っていることによるものである。

資金不足比率

区 分	令和 7 年度	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	— %	20 %

令和 7 年度の資金不足比率が「— %」となっているのは、本市の公営企業会計が黒字であり、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がないことによるものである。

市川都市計画地区計画の 原案の縦覧について

市川市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、市川都市計画地区計画原案を次のとおり縦覧に供する。

令和8年 10月 9日

市川市長 田中 甲

1. 都市計画の種類及び名称

種類 市川都市計画地区計画

名称 市川塩浜第1期地区地区計画

2. 都市計画を定める土地の区域

市川市塩浜二丁目の一部

3. 縦覧期間

令和8年10月9日（金）から10月23日（金）

4. 縦覧場所

市川市役所 街づくり部 街づくり計画課

市川市公告第 247 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 10 月 9 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 田口 慎也
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 20261006-0130

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市公告第 248 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 10 月 9 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 田村 吉正
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 20261007-0036

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。